

長寿命化の大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額

減額対象マンション

- 【対象家屋】 ①築後20年以上が経過していること。
②総戸数が10戸以上であること。
③過去に長寿命化工事(外壁塗装等工事、床防水工事及び屋根防水工事)を行っていること。
④北九州市都市戦略局住まい支援室からマンション管理計画の認定を受けて必要な修繕積立金が確保されていること。または指導・助言を受けて適切に長期修繕計画を見直し、修繕積立の引き上げを行っていること。

【工事期間】 長寿命化工事が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了

【工事内容の要件】 長寿命化工事(外壁塗装等工事、床防水工事及び屋根防水工事)

【床面積要件】 区分所有者の居住用専有部分100㎡相当分まで

※耐震改修に伴う減額措置が現在適用されている住宅は長寿命化の大規模修繕マンションの減額措置の対象となりません。また、長寿命化の大規模修繕マンションの減額措置の適用は1回限りとなります。

減額の内容

【対象税額】 1戸当たり居住部分が100㎡までに相当する額(居住部分が100㎡までの家屋は全額)

【減額率】 1/3

【減額期間】 1年間(工事が完了した年の翌年度分)

減額を受けるための手続き

- 【減額に必要な書類】 1 長寿命化の大規模修繕マンションに係る固定資産税減額申告書
※申告書は各市税事務所固定資産税課にあります。
2 総戸数を確認できる書類(設計図 等)
3 建築士等が発行した証明書
①大規模修繕等証明書(写しも可)
②過去工事証明書(写しも可)
③修繕積立金引上証明書(写しも可) ※助言又は指導に係る管理者等のマンションは③は不要
4 管理計画の認定通知書又は変更認定通知書の写し
または、助言又は指導内容実施等証明書(写しも可)

【提出期限】 改修工事完了後、3か月以内(やむを得ない場合にはこの限りではありません。)

【提出先】 管轄の市税事務所固定資産税課へご提出ください。

家屋の所在区	担当の市税事務所	電話番号
門司区 小倉北区	東部市税事務所固定資産税課 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号 (小倉北区役所4階)	093-582-3371
小倉南区		093-582-3372
若松区 八幡東区 戸畑区	西部市税事務所固定資産税課 〒806-8510 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 (コムシティ4階)	093-642-1462
八幡西区		093-642-1467